

四十八	飲料品卸売業
四十九	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
五十	機械器具卸売業
五十一	その他の卸売業
五十二	各種商品小売業
五十三	織物・衣服・身の回り品小売業
五十四	飲食料品小売業
五十五	自動車・自転車小売業
五十六	家具・じゅう器・機械器具小売業
五十七	その他の小売業
五十八	保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。）
五十九	不動産取引業
六十	不動産賃貸業・管理業
六十一	一般飲食店（適正化法第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に規定するものについて、一一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓樂的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。次号において同じ。）
六十二	遊興飲食店
六十三	宿泊業（適正化法第二条第六項第四号に規定する営業を除く。）
六十四	医療業
六十五	保健衛生
六十六	社会保険・社会福祉・介護事業
六十七	学校教育
六十八	郵便局（郵便局受託業に限る。）
六十九	その他協同組合（他に分類されないもの）
七十	専門サービス業（他に分類されないもの（興信所のつち、専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものを除く。））
七十一	学術・開発研究機関
七十二	洗濯・理容・美容・浴場業（適正化法第二条第六項第一号に規定する営業を除く。）
七十三	その他の生活関連サービス業（易断所、観相業及び相場案内業を除く。）
七十四	娯楽業（適正化法第二条第一項第七号（まあじやん屋を除く。）及び第八号（ゲームセンターを除く。）第ニ項第二号及び第六号、第七項第一号並びに第八号（ゲームセンターまでに規定する営業、競走場、競技団、芸き業置屋及び検番を除く。）第ニ項までに規定する競走場、競馬等予想業を除く。）
七十五	場外車券売場、場外馬券売場、場外舟券売場並びに競輪・競馬等予想業を除く。）
七十六	廃棄物処理業
七十七	自動車整備業
七十八	機械等修理業（別掲を除く）
七十九	広告業
八十	物品販賣業
八十一	その他の事業サービス業（集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）並びに芸き周旋業を除く。）
八十二	その他のサービス業
指定期間	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十三年四月一日から平成二十三年九月三十日までとする。 なお、平成二十二年経済産業省告示第一百七十九号は、平成二十三年四月一日に廃止する。

○特許庁告示第六号
公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第一項の事務所の場所を次のとおり告示する。

なお、平成十三年三月十九日特許庁告示第三号は廃止する。

平成二十三年四月一日 東京都千代田区霞が関三丁目四番三号 特許庁総務部秘書課内

○中小企業庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十一年政令第一百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第一項の事務所の場所を次のとおり告示する。

なお、平成十三年中小企業庁告示第一号は廃止する。

平成二十三年四月一日 中小企業庁長官 高原 一郎
東京都千代田区霞が関一丁目三番一号 経済産業省別館情報公開推進室内

○国土交通省告示第三百四十五号
河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第九条第五項の規定により、次の表のとおり区間を指定するので、同条第六項において準用する同条第四項及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第三条の規定に基づき、公示する。

平成二十三年四月一日 国土交通大臣 大畠 章宏

表 庄内川水系

名 称	区 間		
	上 流 端		下 流 端
長 戸 川	左岸 番十三地先 同市同区同大字字長根干五百三十五番地先	名古屋市守山区大字下志段味字新林一千百十一 左岸 番二地先	庄内川への合流点
野 添 川	右岸 同市同区同大字同字二千八十三番一地先	名古屋市守山区大字上志段味字東谷一千八十一 左岸	庄内川への合流点

○国土交通省告示第三百四十六号
平成五年建設省告示第十七百三十七号をもつて公示した大保ダム及び奥間ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した大保川水系の大保ダムの建設は、平成二十三年三月三十一日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成二十三年四月一日 国土交通大臣 大畠 章宏

○国土交通省告示第三百四十七号
沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百一号）第四十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

野添川	長戸川	左岸 右岸	名古屋市守山区大字下志段味字新林一千百十一番十三地先 同市同区同大字字長根千五百三十五番地先	名 称	
				上流端	区間
左岸 右岸	名古屋市守山区大字上志段味字東谷一千八十二番二地先 同市同区同大字同字一千八十三番一地先				
	庄内川への合流点			下流端	間

七十八 機械等修理業（別掲を除く）

七十九 物品販賣業

八十 広告業

八十一 のを除く。）並びに芸能周旋業を除く。）

八十二 その他のサービス業

指定期間 平成五年建設省告示第千七百三十七号をもつて公示した大保ダム及び奥間ダムの建設に関する基本計画に基づいて実施した大保川水系の大保ダムの建設は、平成二十三年三月三十日に完了したので、特定多目的ダム法（昭和三十一年法律第三十五号）第十四条の規定により、公示する。

平成二十三年四月一日

○国土交通省告示第三百四十七号

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第二百二号）第四十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十三年四月一日

国土交通大臣 大畠 章宏

国土交通大臣 大畠 章宏

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十三年四月一日から平成二十三年九月三十日までとする。

なお、平成二十一年経済産業省告示第二百七十九号は、平成二十三年四月一日に廃止する。